

平成28年2月5日

各位

会社名 ザインエレクトロニクス株式会社  
代表者の役職名 代表取締役社長 野上 一孝  
(JASDAQ・コード番号: 6769)  
問い合わせ先 取締役経営企画部長 高田 康裕  
電話番号 (TEL 03-5217-6660)

## 監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年2月5日開催の取締役会において、平成28年3月24日に開催予定の第24期定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更を決議致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示しております。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の理由

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るものであります。

##### (2) 移行の時期

平成28年3月24日開催予定の第24期定時株主総会において、移行に必要な定款の一部変更についてご承認をいただき、同定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

①監査等委員会設置会社に移行するため、必要な規定の新設及び削除等所要の変更を行うものであります。

②会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、所要の変更を行うものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成28年3月24日

定款変更の効力発生日 (予定) 平成28年3月24日

以上

(別紙) 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役、代表取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第17条 当社の取締役は<u>10</u>名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任) 第18条 (条文省略) 2 (条文省略) (新設)</p> <p>3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設)</p> <p>2 <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は他の現任の取締役任期の満了すべき時までとする。</u> (新設)</p> <p>(役付取締役) 第20条 当社は、取締役会の決議により、取締役の中より、社長1名を選定し、必要に応じて会長、副会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役) 第21条 (条文省略) 2 前項のほか、必要に応じ、取締役会の決議により、当社を代表すべき取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役の報酬等) 第22条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集者および議長) 第24条 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに招集通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期</p>	<p>第4章 取締役、代表取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第17条 当社の取締役は<u>12</u>名以内とする。 2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第18条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>前2項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u> 4 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期) 第19条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削除)</p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(役付取締役) 第20条 当社は、取締役会の決議により、取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の中より、社長1名を選定し、必要に応じて会長、副会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役) 第21条 (条文省略) 2 前項のほか、必要に応じ、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中より、当社を代表すべき取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役の報酬等) 第22条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集者および議長) 第24条 取締役会を招集するには、各取締役に対し、会日の3日前までに招集通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮し、ま</p>

<p>間を短縮し、または取締役全員の同意を得て、招集手続きを省略することができる。</p>	<p>たは取締役全員の同意を得て、招集手続きを省略することができる。</p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>3 (条文省略)</p>	<p>3 (現行どおり)</p>
<p>第 25 条 (条文省略)</p>	<p>第 25 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第 27 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定によって、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第 28 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役 (取締役であった者を含む。) の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第 29 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役 (取締役であった者を含む。) の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2 当社は、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第 5 章 <u>監査役、監査役会および会計監査人</u></p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(監査役および監査役会の設置) 第 29 条 当社は、<u>監査役および監査役会を置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の数) 第 30 条 当社の監査役は、<u>5 名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の選任) 第 31 条 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除) (削除)</p>
<p>(監査役の任期) 第 32 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除) (削除)</p>

(監査役の報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(削除)

(常勤監査役)

第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(削除)

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会を招集するには、各監査役に対し、会日の少なくとも 3 日前に招集通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮し、または監査役全員の同意を得て、招集手続きを省略することができる。

(削除)

(監査役会の決議方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。

(削除)

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(削除)

(監査役の責任免除)

第 38 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(削除)

2 当社は、社外監査役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(削除)

(新設)

(監査等委員会の設置)

第 30 条 当社は、監査等委員会を置く。

(新設)

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会を招集するには、各監査等委員に対し、会日の少なくとも 3 日前に招集通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮し、または監査等委員全員の同意を得て、招集手続きを省略することができる。

(新設)

(監査等委員会の決議方法)

第 32 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(新設)

(監査等委員会の議事録)

第 33 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(新設)	<u>第6章 会計監査人</u>
第 <u>39</u> 条～第 <u>41</u> 条 (条文省略)	第 <u>34</u> 条～第 <u>36</u> 条 (現行どおり)
第 <u>6</u> 章 計 算	第 <u>7</u> 章 計 算
第 <u>42</u> 条～第 <u>45</u> 条 (条文省略)	第 <u>37</u> 条～第 <u>40</u> 条 (現行どおり)
(新設)	<u>附 則</u>
(新設)	( <u>監査役の責任免除に関する経過措置</u> )
	<u>第1条</u> 平成28年3月開催の第24期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。